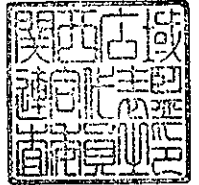




関広監第11号
令和3年8月19日

関西広域連合議会議長 山本 敏信 様

関西広域連合監査委員 中務 裕之



関西広域連合監査委員 八重樫 善幸



監査結果の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和2年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

(2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

(3) 監査実施日

令和3年8月4日

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

所管している事務全般について監査を実施したところ、地方自治法及び関連規程に基づき、概ね、適正に処理されているものと認められた。

3 意見

監査の結果、次のとおり意見を付す。

- (1) 関西広域連合では、その枠組みや仕組みを上手く機能させながら、府県域を越える広域課題に取り組んでおり、大規模広域災害を想定した広域対応や新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする分野や府県域を越える広域課題の解決に向けて、着実に成果をあげている。

関西広域連合が関西の力を総合化する結節点となり、構成府県市内の住民の理解を得ながら事業を実施しつつ、そのスケールメリットや枠組みを十分に活かし、引き続き関西全体の広域行政を担う責任主体としての役割を果たされたい。その取組により、関西広域連合の認知度や存在感が高まることを期待する。

- (2) 発足から10年が経過した関西広域連合は、ポストコロナの時代にふさわしい新たな社会づくりを進めていくため、次の10年間に目指すべき関西の姿を「関西新時代宣言」として発出したところである。

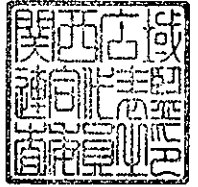
ポストコロナの時代にふさわしい目指すべき関西を実現していくためには、アフターコロナ時代の再成長戦略を見据えた中・長期的な視点でのコスト管理が重要となることから、限られた財源を重要課題へ重点的かつ効果的に活用するためにも、事業のスクラップ・アンド・ビルドや選択と集中により事業の重点化に取り組むとともに、人件費などの経常的な行政活動に係る費用も意識・把握することで、行政コスト全体の見える化を進められたい。



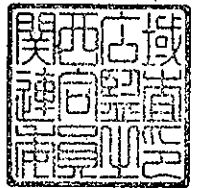
関 広 監 第 10 号
令和 3 年 8 月 4 日

関西広域連合議会議長 山本 敏信 様

関西広域連合監査委員 中務 裕之



関西広域連合監査委員 八重樫 善幸



例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

- 1 検査の対象 令和3年1月分から令和3年6月分までの一般会計及び歳入歳出外現金に属する現金の出納事務
- 2 検査の期日 令和 3年 2月18日、令和 3年 3月19日
令和 3年 4月21日、令和 3年 5月24日
令和 3年 6月14日、令和 3年 7月15日
- 3 検査の方法 検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と指定金融機関発行の残高証明書、関係諸表等について抽出照査を実施した。
- 4 検査の結果 検査対象の月末日の残高が諸帳簿と合致し、計数上の誤りはなく、正確であると認めた。